平成２２年（フ）第２６４号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑83番地１
市営住宅Ｂ５－２－１
債務者　坂本　礼子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋1230番地69、前住所島根県雲南市三刀屋町古城1202番地４
債務者　森　　文見
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３００号
福岡県行橋市東大橋２丁目３番25号、旧住所北九州市小倉南区朽網西３丁目８番20号
債務者　瀬尾　愛子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３０９号
広島県福山市大門町大門775番地、旧住所山口県長門市仙崎1937番地３、旧々住所山口県防府市大字江泊４番地の７
債務者　廣田　誠司
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２０号
広島県福山市旭町８番19号、旧住所鳥取県境港市馬場崎町140番地
債務者　仁宮　章弘
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２７９６号
名古屋市守山区苗代１丁目12番11号　ダイアパレスアイステージ小幡902号
債務者　杉谷　和広
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７５号
熊本県熊本市飛田３丁目７番27号
債務者　米川　信子
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８１９３号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目７番10号　ハーデストコート202号
債務者　藤川一之助
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３号
熊本県水俣市南福寺２番52号
債務者　黒木キヨミ
１　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１９７８号
千葉県鴨川市池田377番地１、申立時の住所神奈川県藤沢市片瀬目白山１番14号　ステラビュー103
債務者　片川　明江
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３００８号
横浜市南区永田北３丁目40番34号
債務者　和田　未来（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８１号
横浜市西区中央１丁目40番５―608号
債務者　中山　正雄
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４７号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目９番20号
債務者　大木　直忠
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９２５号
横浜市泉区和泉町4466番地26　ハイツルノアール102号
債務者　飯泉佳奈恵
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４４号
横浜市都筑区川和町987番地２　川和団地２―225
債務者　土居　明美
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７０号
横浜市西区藤棚町２丁目198番地　藤棚ハイツ１号棟602号
債務者　牛込美和子
１　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部